

## 鳥取県農業経営高度化支援事業補助金交付要綱

制定 平成18年8月25日付第200600064434号

鳥取県農林水産部長通知

最終改正 平成30年4月2日付第201800020788号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県農業経営高度化支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、本県の将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体の育成と、農地整備事業経営体育成型（農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官依命通知）等による生産基盤及び生活環境の整備を一体的に行うことにより、当該経営体への農用地の利用集積を促進し、もって生産性の高い農業構造の実現を図ることを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行われる農地整備事業、農山漁村地域整備交付金実施要綱に基づいて行われる農業経営高度化支援事業及び水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行われる農地集積促進事業のうち、別表1の第1欄に掲げる事業（以下「対象事業」という。）について、対象事業を行う市町村、土地改良区及び農業協同組合（以下「市町村等」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、対象事業に要する別表1の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、別表1の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

（交付申請の時期等）

第4条 本補助金の交付申請は、農地・水保全課長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して、知事がその財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に、原則として30日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。

（着手届を要しない場合）

第6条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

（承認を要しない変更）

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表1の第5欄の重要な変更以外のものとする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。この場合において、同項中「財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは、「変更等について中国四国農政局長の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

（残存物件の報告）

第8条 補助事業者は、補助事業が完了し又は中止され若しくは廃止された場合において、当該補助事業により取得した工事用材料その他の有価物件が残存すると

きは、知事に遅滞なくその品目、数量及び金額を報告して指示を受けなければならぬ。

(進ちょく状況及び検査完了の報告)

第9条 補助事業者は、交付決定年度の各四半期（第4・四半期を除く。）の末日現在における事業遂行状況について様式第6号による報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月16日までに提出しなければならない。ただし、規則第19条に基づく概算払いを交付決定年度の各四半期の最終月に受けた場合はこの限りでない。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から15日を経過する日と、交付決定を受けた年度の翌年度（以下「交付翌年度」という。）の4月5日のいずれか早い日
- (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月15日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 規則第17条第2項の知事が必要と認める書類は、様式第4号によるものとする。
- 4 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が、交付決定に係る仕入控除税額を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 5 補助対象経費に仕入控除税額がある補助事業者（仕入控除税額があるとして交付申請した補助事業者であって申告等により仕入控除税額がないこととなった者を含む。）は、実績報告の後に、申告等により仕入控除税額が確定した場合は、様式第5号により速やかに知事に報告するとともに、その額が実績報告控除税額を超えるときは、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。また、仕入控除税額が確定しない場合にあっても、同様式により規則第18条の規定による額の確定のあった日の翌年の5月31日までに知事に報告しなければならない。

(概算払の時期等の変更を求める書類)

第11条 規則第20条第1項の申出書は、様式第7号によるものとする。

#### (財産の処分制限)

第12条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
- (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。この場合において、第5条第1項中「財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは、「処分について中国四国農政局長の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

#### (収益納付)

第13条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から20日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

#### (書類の提出先)

第14条 規則及びこの要綱の規定により提出する書類は、所管の地方事務所（東部農林事務所、中部総合事務所、西部総合事務所をいう。）長に提出するものとする。

#### (雑則)

第15条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

#### (経過措置)

第16条 「農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について（平成26年4月1日付け25生畜第2095号農林水産省生産局長、25農振第2128号農林水産省農村振興局長、25林整計第960号林野庁長官、25水港第2975号水産庁長官通知）」による改正前の農山漁村地域整備交付金実施要領に基づき実施していた地区にあっては、改正前の農業経営高度化促進事業を実施することができる。

2 水利施設等保全高度化事業実施要綱の従前事業の「農業水利施設保全合理化事業実施要綱の一部改正について」(平成26年2月6日付け25農振第1892号農林水産事務次官依命通知)による改正前の農業水利施設保全合理化事業実施要領に基づき実施していた地区にあっては、改正前の高度経営体農地集積促進事業を実施することができる。

附 則

この要綱は、平成18年8月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年3月26日から施行し、平成20年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年6月30日から施行し、平成20年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年5月12日から施行し、平成21年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月23日から施行し、平成22年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年6月29日から施行し、平成23年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年3月13日から施行し、平成24年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年6月25日から施行し、平成25年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年6月9日から施行し、平成28年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行し、平成30年度事業から適用する。